

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年4月28日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 支出について 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。（機動隊）	ア 支出について 直ちに手当の支給を行った。 今後は、支給漏れがないように関係書類との確認を徹底する。